

新潟市建築基準法施行細則の一部改正（案）に関する

市民意見募集について

1. 案件の概要

建築基準法の定期報告制度に係る国の告示が改正されたため、新潟市建築基準法施行細則の一部改正を予定しています。定期報告制度について市が新たに指定する内容を市民の皆様に公表し、意見募集を行います。

2. 配布・閲覧場所

以下の場所で資料の配布・閲覧を行っています。（閉庁日は除きます）

- ・本市ホームページ
(https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kocho/public/publiccomment/kenchiku/kenchikugyosei/kijunhou_saisoku.html)
- ・市政情報室（市役所本館 1 階）
- ・各区役所（設置場所は各区地域課・地域総務課にお問い合わせください。）
- ・各出張所
- ・中央図書館（ほんぽーと）
- ・建築部建築行政課（市役所ふるまち庁舎 6 階）

3. ご意見の募集期間

令和 7 年 6 月 26 日（木曜）から令和 7 年 7 月 25 日（金曜）まで

4. 記入上の注意

- ・意見書に住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地・名称・代表者の氏名）、連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス等）を必ず明記してください。
- ・ご意見は該当箇所（ページ、行番号など）を特定し、できるだけ具体的にご記入ください。
- ・電話でのご意見はお受けできません。

5. ご意見（意見書）の提出方法

以下のいずれかでお願いいたします。

◇郵便

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 古町ルフル 6 階
新潟市 建築部 建築行政課 宛

※令和7年7月25日（金曜）必着 とさせていただきます。

◇ファクシミリ

FAX：025-229-5190

新潟市 建築部 建築行政課 宛

◇電子メール

アドレス：kenchiku@city.niigata.lg.jp

◇直接持参

建築行政課（市役所ふるまち庁舎 6階）、市政情報室（市役所本館 1階）、各区役所
地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）

6. ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・ご意見に対し、個別に回答しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・この手続により収集した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。
- ・提出されたご意見は、その概要をとりまとめて公表します。

7. お問い合わせ

新潟市建築部建築行政課（市役所 ふるまち庁舎 6階）

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル6階

電 話：025-226-2845

FAX：025-229-5190

電子メール：kenchiku@city.niigata.lg.jp